

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
寄付金等取扱要綱

令和2年9月1日
事務総長決定

(目的)

第1条 本要綱は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「当法人」という。）に対する金銭及び金銭以外の財産による寄付（以下「寄付金等」という。）の受入れその他の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(寄付金等受入れの要件)

第2条 当法人は、寄付が寄付者の自発的善意に基づくものであって、かつ、次の各号の要件を満たすものであるときは、これを受け入れることができる。

- (1) 寄付金等の受領が、東京2020大会の準備及び運営に必要なものであること。
- (2) 寄付金等の受領が、現在及び将来にわたり当法人に負担を課すものでないこと。
- (3) 寄付者が、自ら又は第三者をして、寄付の事実について、寄付者自身やその所属先、あるいはそれらの商品・サービス等の広告・宣伝の目的をもって公表しないこと。
- (4) 寄付者が暴力団その他の反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力と関係がないこと。
- (5) その他寄付金等の受領が適切でないと当法人が認める事由がないこと。

2 寄付金等は、2千円から受け入れるものとする。

(寄付の方法)

第3条 金銭による寄付の方法は、当法人の指定する銀行口座へ振り込む方法に限るものとする。その場合、振込みによる口座への入金となされた時をもって、寄付の受入れが完了したものとし、以後、原則として、寄付者による寄付の取消し、撤回等の申出は受け付けないものとする。

2 金銭以外の財産による寄付の方法は、当法人がその内容が適当であると認めた方法によるものとする。

(受領書の交付)

第4条 事務総長は、寄付金等の受入れが完了した場合において、当該寄付金等の寄付者から依頼があったときは、寄付者に対し、領収書（別記第1号様式）を交付する。

(寄付者の氏名の公表)

第5条 当法人は、寄付の功績を称える等の目的のため、寄付者の氏名又は団体名を公表することができる。ただし、領収書発行等依頼書において寄付者がこれに同意した

場合に限る。なお、公表を行うか否か及び公表の態様等については、当法人が、東京2020大会スポンサーのマーケティングルール及びその他運営方針等を踏まえ、その自由な裁量により決定するものとし、これに対する寄付者の異議等は受け付けないものとする。

(寄付者の個人情報)

第6条 当法人は、寄付者から取得した個人情報を、法令の規定や当法人の定める個人情報保護方針その他の規程等に則り適切に取り扱わなければならない。

2 当法人は、寄付者の同意を得るなど法令の規定に従って、寄付者の個人情報を大会の運営やエンゲージメントのために活用することができる。

(委任)

第7条 本要綱に定めるもののほか、寄付金等の取扱いに関し必要な事項は、企画財務局長が定める。

(改廃)

第8条 本要綱の改廃は、事務総長の承認を経て行う。

附 則

本要綱は、平成29年7月31日から施行する。

附 則

本要綱は、令和2年9月1日から施行し、改正後の各規定は、平成30年10月1日から適用する。